

単品スライド額算定の考え方概略フロー

増額変更の場合の例

(参考) 対象品目及び材料

受注者

- 単品スライドの請求

(必要な情報、資料等)

- ・対象品目、対象材料
- ・変更請求概算額
- ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書



区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（賃料や損料も対象とすることが可能）
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメントモルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材コンクリート二次製品等
その他工事材料	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較

⇒ 品目毎の合計金額で比較する（材料毎の比較は行わない）

- ①実勢価格に基づく変動後の金額（品目毎の合計金額） 実勢価格は落札率を考慮
- ②実際の購入金額（品目毎の合計金額）



「①実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

「②実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- 実勢価格にて品目毎の変動額を算出



発注者

- 実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出



発注者

- 品目毎の変動額が請負金額※の1%を超えるかを確認
品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可

1%を超える品目

1%を超えない品目

1%を超える品目

1%を超えない品目

発注者

- 実勢価格にてスライド額を算定

スライド対象外

スライド対象外

発注者

- 実際の購入金額にてスライド額を算定

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

※部分払いをした工事における「請負金額」は、出来高部分に相応する請負金額を控除した額

発注者

- 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

⇒具体的なフローは次ページ参照

実際の購入金額の確認フロー

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・ 対象品目及び対象材料を申出※
 - ・ 実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
- ⇒ 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（落札率を考慮）」以上となることを受注者にて確認

※ 単品スライドの請求時にあわせて提出
見積りは工期内の代表的な月
(1ヶ月以上)とする



第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・ 「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- ⇒ 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

実際の購入金額の単価が
最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。



「実際の購入金額の単価」が
最も安価となる材料

第2段階

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であるかを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
 - ② 「実勢価格の単価（落札率を考慮）+30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率を考慮）の加重平均+30%)

- ①が②を上回る場合（大幅に乖離している場合）、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

実際の購入金額の妥当性が
確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価（落札率を考慮）の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能



実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる